

弓削高校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、将来にわたって内面を深く傷つけ、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、まさに人権に関わる重大な問題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるように、いじめ防止に向けた指導體制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は組織として適切に且つ速やかに解決するため、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など、周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方や対応の仕方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には以下のようなものが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに同調する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には以下のようなものが考えられる。

悪口・陰口・あざけり・からかい・落書き・物壊し・物隠し・集団による無視
故意の身体接触(ぶつかり)・小突き回し・命令・脅し・性的辱め・メール等による
誹謗中傷・噂流し・仲間はずれ・嫌がらせ・暴力・たかり・使い走り 等々

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応（別紙1）

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常指導体制を以下のとおりにする。また、いじめ問題対策委員会の存在及び活動について生徒や保護者に周知を図る。

<管理職>

- ・「いじめ防止基本方針」の設定と運用
- ・いじめを絶対に許さない姿勢の保持
- ・風通しの良い職場づくり
- ・保護者・地域等との連携

<いじめ防止委員会>

- ・「いじめ防止基本方針」の作成・見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案

<いじめ問題対策委員会>

- ・生徒理解調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断と対応協議
- ・要配慮生徒への支援方針の協議

(2) いじめの予防

いじめの問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

ア 学業指導の充実

- (ア) 規範意識、帰属意識を互いに高め合う集団づくり
- (イ) コミュニケーション能力を育み、自信を持たせる指導
- (ウ) 一人一人の心情と個性に配慮した授業実践

イ 特別活動・道徳教育の充実

- (ア) ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- (イ) ボランティア活動による自己有用感の醸成

ウ 教育相談の充実

- (ア) 面談の定期的実施（担任による面談、担任以外が行う全校面談）

- (イ) スクールカウンセラー（以下SC）または準SCによる新入生面談
- (ウ) スクールソーシャルワーカー（以下SSW）の活用

エ 人権教育の充実

- (ア) 人権意識の高揚（人権デー、「人権デーだより」の発行、人権・同和教育講演会、地域ふれあい学習会、子どもサミット）
- (イ) 講演会等の開催

オ 情報教育の充実

- (ア) 教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (イ) 警察と連携したスマホの取り扱いに関する指導

カ 保護者・地域との連携

- (ア) いじめ問題対策委員会
- (イ) 「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止基本方針」等の周知
- (ウ) 学校公開の実施

(3) いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見、早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

いじめは、遊びやふざけ合いのように見える場面があり、いじめかどうか判断しにくい場合がある。ただ、ささいなことであっても、いじめではないかとの疑いを持って積極的に認知することが必要である。

ア いじめの発見

いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐにやめさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認する。

イ いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙2）

ウ 教室・家庭でのサイン（別紙3）

エ 相談体制の整備

- (ア) 相談窓口の設置・周知
- (イ) 面談の定期的実施（各学期最低1回）
- (ウ) 全校面談の実施
- (エ) SC（準SC）及びSSWによる相談活動

オ 定期的調査の実施

- (ア) ハイパーQ U（教育・心理検査）の実施（1学期）
- (イ) 生徒理解調査（いじめ・セクハラ・体罰含む）の実施（各学期1回）
- (ウ) こころの声シートの実施

カ 情報の共有

- (ア) 報告経路の明示・報告の徹底と情報共有



- (イ) 情報共有すべき内容
「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」
- (ウ) 要配慮生徒の実態把握
- (エ) 進級時の引継ぎ

4 緊急時の組織対応（別紙4）

いじめを認知した場合、いじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

(1) いじめ問題対策委員会構成員

校長、教頭、生徒課長、人権・同和教育主任、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係教諭、PTA会長、弓削駐在所長、少年警察協助手員（弓削）、上島町教育委員会、弓削中学校生徒指導主事、愛媛県人権対策協議会事務局長、民生児童委員（弓削）、保護司（弓削）

(2) いじめへの対応

ア 生徒への対応

(ア) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・必要に応じて活動の場を設定し、認め励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(イ) いじめている生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(ウ) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった周囲の生徒に対しても、自分たちでいじめ問題を解決しようとする力を身に付けさせる。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。

- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

イ 保護者への対応

(ア) いじめられている生徒の保護者

相談を受けた場合は、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を持ってもらえるように努力する。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・心の痛み、怒り、不安等に対して本気で最大限の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションについての協力を求める。

(イ) いじめている生徒の保護者

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを訴える。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・生徒の行動が改善するように教員が努力していく決意を伝えるとともに、保護者からの協力の必要性を訴える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してくれるよう依頼する。

(ウ) 保護者同士が対立する場合

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応する場面もある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

ウ 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もあり、情報の交換だけでなく、関係機関と連携し、一体となった対応をすることもある。

(ア) 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

(イ) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

(ウ) 福祉関係機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活環境の状況把握

(エ) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に

送信する、特定に生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する等がネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの設定
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

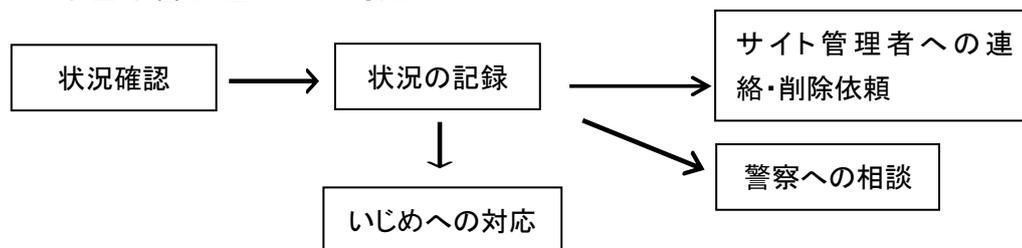
ウ ネットマナーやネット社会の危険性等に関する講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

イ 不当な書き込みへの対処



6 重大事態への対処

(1) 重大事態

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会を通じて地方公共団体の長へ事態発生について報告する。

(3) 調査

ア 調査主体と組織

事案の調査については愛媛県いじめ問題対策本部会議が調査主体となる場合は適切に協力する。また、学校が調査主体となる場合は、県教育委員会と連携を取り、「いじめ問題対策委員会」を母体として適切な専門家

を加えるなどの方法をもって調査を行う。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

エ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

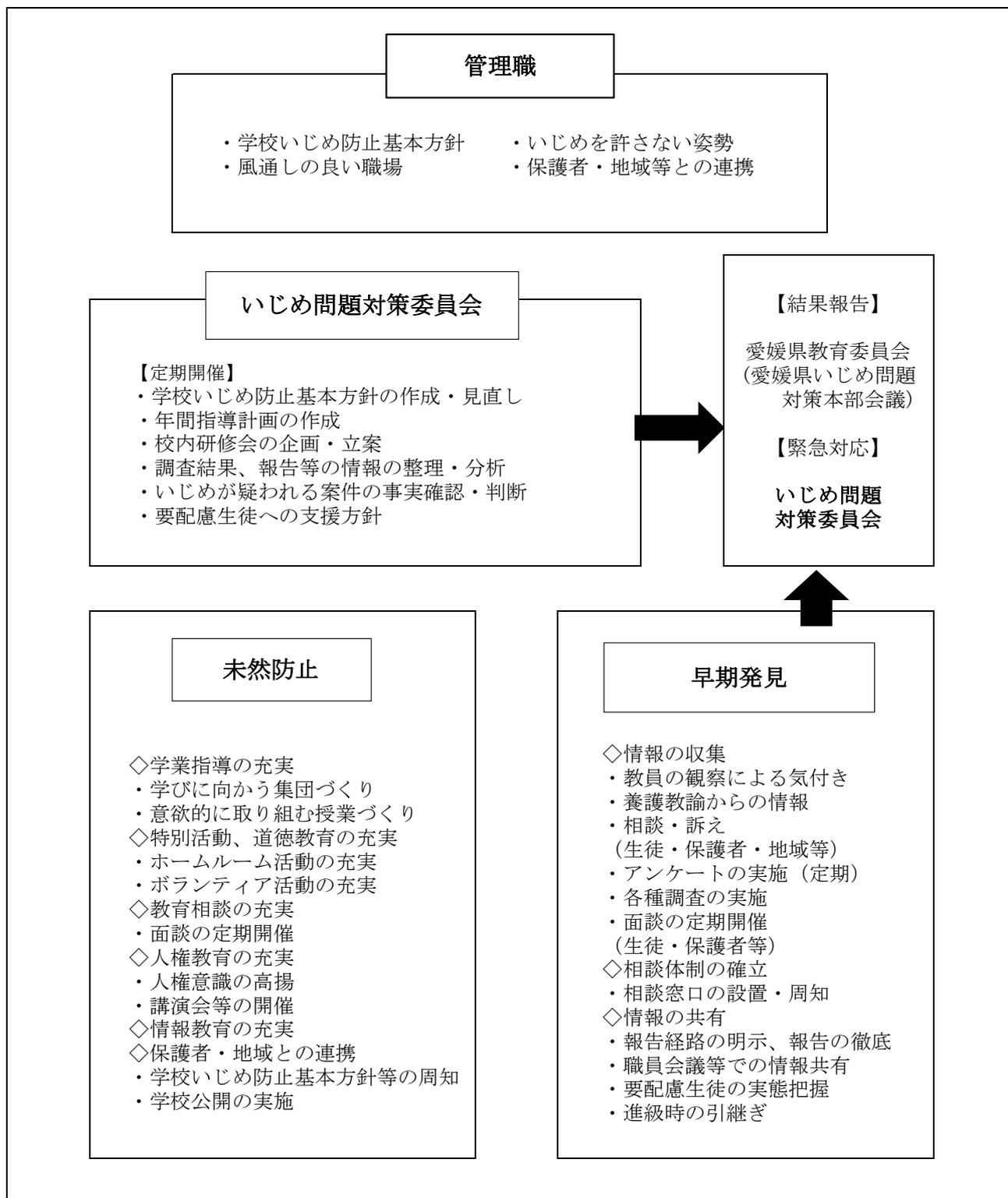
また、調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び助言を愛媛県いじめ問題対策本部会議に求めるなど適切な対応を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を県教育委員会に提出する。

【別紙 1】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



【別紙 2】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場面 | サイン |
|--------------|--|
| 登校時 朝のSHR | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 |
| 授業中 | <input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机の周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席についている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。 |
| 休み時間 | <input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情が冴えない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。 |
| 放課後等 | <input type="checkbox"/> 慌てて下校する。 <input type="checkbox"/> 用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなる、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。 |

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| サイン | |
|--------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 |
| <input type="checkbox"/> | ある生徒にだけ、周囲が異様に気を使っている。 |
| <input type="checkbox"/> | 教員が近づくと、不自然に分散したりしている。 |
| <input type="checkbox"/> | 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 |

【別紙3】

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

| サイン | |
|--------------------------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 嫌なあだ名が聞こえる。 |
| <input type="checkbox"/> | 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 |
| <input type="checkbox"/> | 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 |
| <input type="checkbox"/> | 筆記用具の貸し借りが多い。 |
| <input type="checkbox"/> | 壁等にいたずら、落書きが多い。 |
| <input type="checkbox"/> | 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |

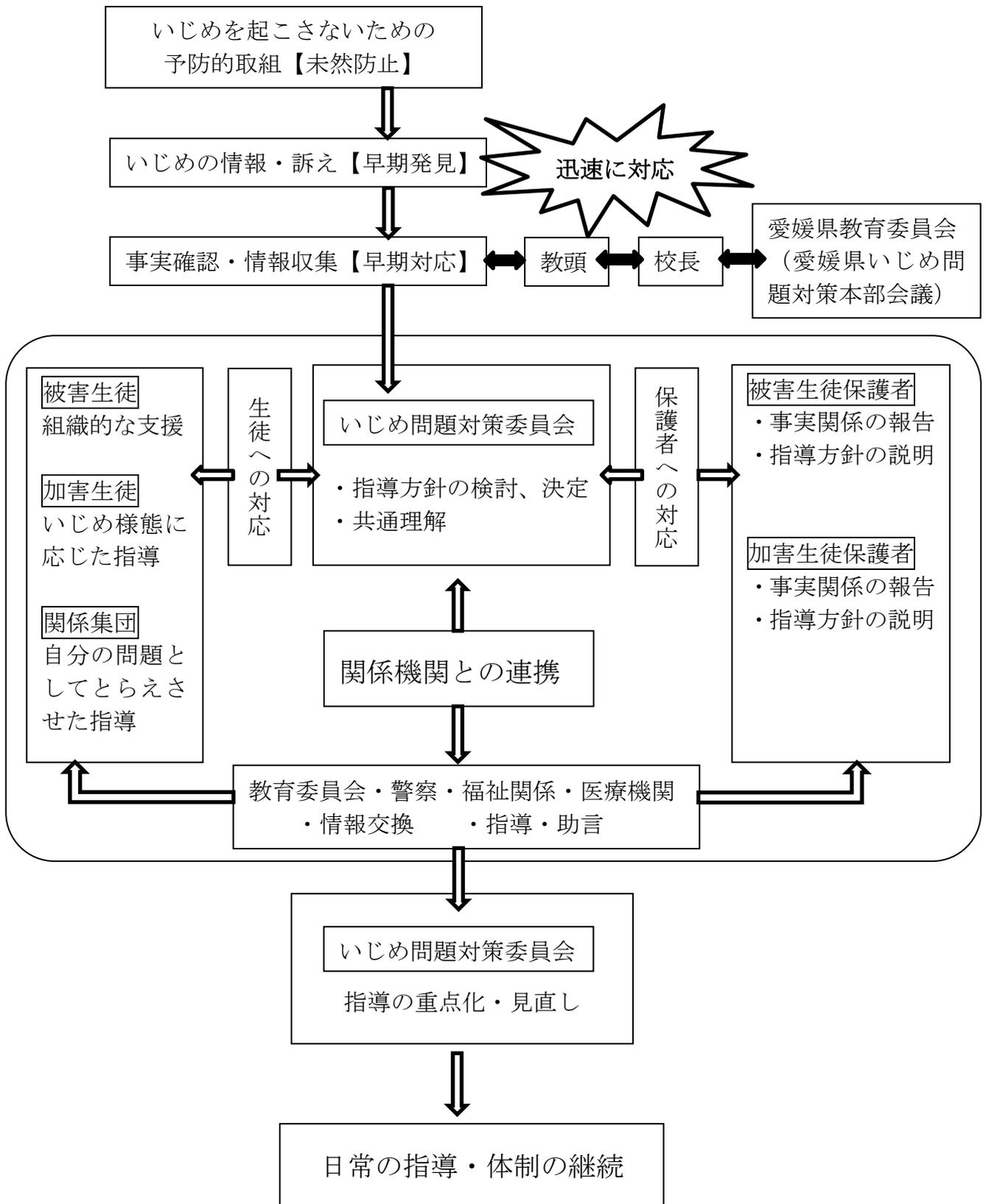
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えることが大切である。

| サイン | |
|--------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 学校や友人のことを話さなくなる。 |
| <input type="checkbox"/> | 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 |
| <input type="checkbox"/> | 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 受信したメールをこそこそ見たり、電話に怯えたりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 不審な電話やメールがあつたりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 遊ぶ友人が急に変わったりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 部屋から出てこなかったり、家から出なかったりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 |
| <input type="checkbox"/> | 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 |
| <input type="checkbox"/> | 登校時刻になると体調不良を訴える。 |
| <input type="checkbox"/> | 食欲不振・不眠を訴える。 |
| <input type="checkbox"/> | 学習時間が減る。 |
| <input type="checkbox"/> | 成績が下がる。 |
| <input type="checkbox"/> | 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 |
| <input type="checkbox"/> | 自転車がよくパンクする。 |
| <input type="checkbox"/> | 家庭の品物、金銭がなくなる。 |
| <input type="checkbox"/> | 大きな額の金銭を欲しがる。 |

【別紙4】

いじめへの組織的対応



【別紙5】

学校いじめ防止プログラム（具体的な年間計画、指導内容）

| 月 | 対象 | 実施内容 | 具体的指導内容 | 備考（担当） |
|----|-----------|------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 4 | 教職員 | 情報の引継ぎ | 進級時の引継ぎ（要配慮生徒を含む） | 特別支援コーディネーター 養護教諭 |
| | 生徒・新入生保護者 | 教育相談等の周知 | 担当者紹介（保護者へも） | 管理職（始業式、入学式） |
| | 全学年教職員 | スポーツ交流会 | エンカウンター・スポーツを通して、異学年交流 | 生徒課 |
| | 全学年 | 担任面談 | 担任との個人面談 | 担任 |
| | 1年生 | 準SC面談 | 準SCによる面談 | 教育相談 |
| | 全学年 | 専門家の紹介 | 準SC日より、SSWだよりの発行① | 教育相談 |
| 5 | 保護者 | 教育相談体制の周知 ホームルーム懇談会 | P T A総会にて担当者紹介 ホームルーム経営について | 管理職 担任 |
| | 全学年 | ハイパーQU | 教育・心理検査 | 教育相談 |
| | 全学年 | 全校面談 | 担任以外の教員と個人面談 | 全教員 |
| | 全学年 | SSW講話 | 全校集会でSSWと対面 | 生徒課 |
| | 1年生 | 準SC面談 | 準SCによる面談 | 教育相談 |
| 6 | 全学年 | 生徒理解調査 | 第1回生徒理解調査 | 教育相談 |
| | 1年生 | 準SC面談 | 準SCによる面談 | 教育相談 |
| | 全学年 | 非行防止教室 | | 生徒課 |
| | 教職員 | 職員会議 | ハイパーQU結果共有 | 教育相談・学年 |
| | 構成委員 | いじめ問題対策委員会 | いじめ問題対策委員会の開催 | 生徒課（人権・同和教育・教育相談） |
| 7 | 全学年 | アンケート | こころの声シート① | 教育相談 |
| | 全学年 | 担任面談 | 担任による個別、三者面談 | 担任 |
| | 教職員 | 教職員校内研修 | | 人権・同和教育 |
| 9 | 全学年 | 準SC・SSWだよりの発行 | 準SC日より、SSWだよりの発行② | 教育相談 |
| | 全学年 | アンケート | こころの声シート② | 教育相談 |
| 10 | 全学年 | アンケート | こころの声シート③ | 教育相談 |
| 11 | 全学年 | 生徒理解調査 | 第2回生徒理解調査 | 教育相談 |
| 12 | 全学年 | アンケート | こころの声シート④ | 教育相談 |
| | 全学年 | 地域ふれあい学習会 | | 人権・同和教育 |
| | 全学年 | 人権・同和教育講演会 | | 人権・同和教育 |
| | 全学年 | 担任面談 | 担任による個別、三者面談 | 担任 |

| 月 | 対象 | 実施内容 | 具体的指導内容 | 備考(担当) |
|--------|-------|-------------------|---|---------|
| 1 | 全学年 | アンケート | こころの声シート⑤ | 教育相談 |
| | 全学年 | 準SC・SSWだより 発行 | 準SCだより、SSWだよ りの発行③ | 教育相談 |
| 2 | 1、2年生 | 生徒理解調査 | 第3回生徒理解調査 | 教育相談 |
| | 1、2年生 | 担任面談 | | 担任 |
| 3 | 1、2年生 | アンケート | こころの声シート⑥ | 教育相談 |
| 年間を通じて | | 相談活動 | 準SC、SSWと生徒、保護 者との自発及び呼び出し面 談 | 教育相談 |
| | | 人権デー 人権デーだより発行 | 各クラスで人権委員による 啓発活動 | 人権・同和教育 |
| | | 給食指導・巡回 | 生徒の様子把握 | 学年団 |
| | | ホームルーム活動 | (1) ホームルームや学校の 生活づくりへの参画 (2) 日常の生活や学習への 適応と自己の成長及び健 康安全 (3) 一人一人のキャリア形 成と自己実現 | 各学年 |

令和元年8月改定
令和7年6月改定